

	既存制度		新型コロナウイルス感染拡大への対応		申請先等	課 題			
		対 象		対 象					
労働者	<被雇用者>	・休業手当	・事業主の都合で、休まなければならない場合に支払われる手当で、平均賃金の60%以上を事業主が給付	・事業主の都合で、休業を命じられた労基法上の労働者	・休業要請があった場合でも、休業回避措置を尽くしていない場合は支給する必要あり	・事業所を管轄する労働基準監督署 ・支払われない場合は、労働組合等に相談	・労基法上の労働者以外（フリーランス、一人親方等）は対象外 ・「不可抗力」の場合は事業主に支給義務なし		
		・休業支援金			・休業手当を受けられない中小企業の労働者に、休業前賃金の8割（月額上限33万円）を国が直接給付する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」を給付	・雇用保険の被保険者でない労働者にも準じた取扱いをする ・対象期間は4月～9/30まで	・都道府県労働局ごとに設置される「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）センター」 ・申請はオンライン又は郵送	・支援金の支払いには事業主の労基法26条に基づく休業手当の支払い義務を免除するものではない	
		・失業手当	・失業した時に給付される手当で、賃金日額の50～80%（60～64歳は45～80%）を給付	・雇用保険加入者 ①解雇、閉産、パワハラ・セクハラでの退職、②3年以上雇用された後の雇止め、③大幅な賃下げ等の場合は、過去1年間に雇用保険加入6か月以上、その他の場合は、過去2年間に雇用保険加入12か月以上。	・支給日数：60日間で給付を延長 ・特定受給資格者の拡大：本人または同居親族がコロナ感染した場合に重症化するおそれの場合を追加			・居住地のハローワーク（職安）に離職票を提出	・対象であるにもかかわらず、加入していない労働者もいる（趣意加入は可能） ・夜間・定時制・通信制等でない学生・生徒は、雇用保険の対象外
		・傷病手当（雇用保険制度における）	・失業中に病気やケガで求職・就職ができない期間、雇用保険から給付される手当で、失業手当と同額を給付	・雇用保険加入者 ・失業手当の給付開始後、病気や怪我で15日以上すくには働けない状態になった者（ただし、傷病手当金や労災給付を受ける場合は対象外）				・居住地のハローワーク（職安）	・対象であるにもかかわらず、加入していない労働者もいる（趣意加入は可能） ・夜間・定時制・通信制等でない学生・生徒は、雇用保険の対象外
		・傷病手当金（健康保険、国民健康保険）	・在職中に病気やケガで働けない時、健康保険から給付される手当、標準報酬日額の3分の2を給付	・健康保険（社保）加入者 ・下記「労災保険」の対象となる災害「以外」の災害が対象 ・自治体によっては国民健康保険加入者で雇用関係にある者も対象	・自治体に対して、国保加入の新型コロナウイルスに感染した（疑いを含む）使用者への支給を検討するよう、雇用者から要請があり広がっている。ただし、2020年9月30日までとするものがほとんど	・国民健康保険加入者で雇用関係にある者	・けんぽ協会、健康保険組合など ・国民健康保険は各自治体	・対象であるにもかかわらず、加入していない労働者もいる（趣意加入は可能） ・自治体によっては、国保加入の夜間・定時制・通信制等でない学生・生徒が対象外	
		・休業補償給付（労災保険）	・業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により休業する場合に、休業4日目の休業に対して支給する。	・労基法上の労働者又は特別加入している個人事業主・一人親方。 ・業務上災害=業務遂行性と業務起因性が認められる災害（請負しない災害の場合は上記健康保険等の制度適用）	・新型コロナウイルス感染症は次の場合「業務上」と判断（基発発0428第1号令和2年4月28日） ①医療従事者等は業務外での感染が明らかである場合以外 ②上記以外の労働者で感染経路と業務との関連が明らかでない場合 ③感染経路と業務との関連が不明でも次のケースは業務性が高いと判断ア）複数（請求人を含む）感染者が確認された労働環境下での業務イ）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務		・事業所を管轄する労働基準監督署	・通達で「当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当該職業病認定対策協議会認定業務所一併に協議すること。」と本音協議（通常は労基署の判断のみ）を前提としているため、給付決定までに時間がかかる	
		・未払い賃金立替制度	・倒産等で賃金が支払われない場合、事業主の代わりに賃金が支払われる制度 ・立替金は、退職日前6か月分の賃金及び退職手当の80%で、年齢により上限が異なる	・倒産状態にある会社に雇用され、賃金等が未払いになっている労働者	・支払いまでの期間を短縮（従来4.5か月～最長2か月）		・労働者健康安全機構に請求 ・事業上の倒産の認定は、事業所を管轄する労働基準監督署に申請	・破産・民事再生等法的倒産手続き、あるいは事業主が経営継続を断念したなど再興の見込みなしと監督署が認定した場合に限定	
		・産性健康管理措置	・主治医や助産師から指導のもと事業主に申し出ることができる。妊娠中の通勤緩和、妊娠中の休憩に関する措置、妊娠中又は出産後の業の制限、勤務時間の短縮、休業等	・妊娠中・出産後1年以内の女性労働者	・新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受けた場合にも適用（2020年5月7日～21年1月31日）		・主治医等に、母健連絡カードに指導事項を記載してもらい、事業主に提出		
		<個人事業主・フリーランス>	・無利子・無担保融資	・事業主の資金繰りを支援するために実質無利子・無担保の融資	・新型コロナウイルス感染症特別貸付制度				
					・持続化給付金：昨年1年間の売上げからの減少分を上限として、100万円（用途に制約なし）	・新型コロナウイルスの影響により、〇と月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業主で、2019年以前から事業収入（売上）をえており、今後も事業を継続する意思がある事業主	・「持続化給付金事務局サイト」からオンライン申請 https://www.jizokuka-kyufu.jp/		
			・家賃支援給付金：月額37.5万円までは家賃の3分の2を6か月分を給付。複数店舗を所有するなど37.5万円を超える場合は、超過分に対して3分の1を追加し、月額上限50万円まで、最大300万円まで給付	・5月～12月において、①いづれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、②連続する3か月で売上高が前年同月比で30%以上減少のいずれか	・「家賃支援給付金サイト」からオンライン申請 https://yachin-shien.go.jp/				
			・小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援				・1日定額4,100円（4月～9月は7,500円へ引上げ、月額上限は33万円）と、被雇用者と比較して安い		
			・休業協力金：自治体独自のコロナ対応の休業等に対する給付金						

	既存制度		新型コロナウイルス感染症拡大への対応		申請先等	備 考	
		対 象		対 象			
<事業主>	・無利子・無担保融資	・事業主の資金繰りを支援するために実質無利子・無担保の融資			・日本政策金融公庫		
	・雇用調整助成金	・経済上の理由で事業活動を縮小し、従業員に対して休業手当を支払った事業主に対して交付される助成金	・経済上の理由で事業活動を縮小し、休業手当を支払った事業主	・雇用調整助成金の特例：助成率や対象労働者等の拡大、支給要件の緩和など。また、社会保険労務士に対する連帯責任解除も検討されている ・企業規模や休業要請・解雇等の有無により助成率は異なる（2/3～100%）	・週20時間未満のパートや学生アルバイトなど雇用保険被保険者でなくとも対象 ・対象期間は4月～9月 ・「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」により支援金が支払われた休業日は支給対象から除外	・事業所を管轄するハローワーク（職安）	・手続きが煩雑で、かつ支給まで時間がかかることが指摘されており、手続きの簡素化や支給までの期間短縮が不十分なら進められている。しかし、申請に至る事業主が少ない ・事業主が休業手当を支給することが前提なので、この助成金を利用しない事業主も多い ・上限が1日当たり8,330円のところ、4月～9月は15,000円（月額上限は33万円）へ引上げ
	・持続化補助金	・小規模事業主による販路開拓等の取組を支援するための補助金 ・上限50万円、補助率2/3	・経営計画を策定して販路開拓等に取り組む小規模事業主	・新型コロナウイルス感染症対応特例の創設：補助上限額の引上げ（100万円）、 ②2月18日以降に発生した経費も補助対象、③売上げが前年同期比20%以上減少している方には、希望により機算払い（即時支給）を実施	・小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下）等	・「日本商工会議所」に応募書類を郵送 https://r1.jizokukahajokin.info/	
				・持続化給付金：昨年1年間の売上げからの減少分を上限として、200万円（用途に制約なし）	・新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業主で、2019年以前から事業収入（売上げ）を欠き、今後も事業を継続する意思がある事業主 ・資本金額または出資総額が10億円未満、または、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業主	・「持続化給付金事務局サイト」からオンライン申請 https://www.jizokuka-kyufu.jp/	
				・家賃支援給付金：月額75万円までは家賃の3分の2を6カ月分を給付。複数店舗を所有するなど75万円を超える場合は、超過分に対して3分の1を追加し、月額上限100万円まで、最大600万円まで給付	・5月～12月において、①4～7月の売上げが前年同月比で50%以上減少、②連続する3カ月で売上げが前年同期比で30%以上減少のいずれか	・「家賃支援給付金サイト」からオンライン申請 https://yachin-shien.go.jp/	
				・国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納入猶予の特例	・前年同月比20%以上の収入減があった事業主	・国税納付の猶予は所轄の「税務署」に郵送で申請 https://www.nta.go.jp/taxes/noze/nofu_konnan.htm ・地方税納付の猶予は「都道府県・市区町村」の税務担当窓口で相談 https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf ・年金の猶予は管轄の「年金事務所」に申請（郵送も可） https://www.nenkin.go.jp/shirase/topics/2020/20200501.html	
				・小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（問合せ先 コールセンター 0120-60-3999） ・助成率100%（上限1日1人15,000円）	・2月27日～6月30日までの間に有給休暇とは別に「特別休暇制度」を設けて、その休暇を取得させ、その日に対して通常の賃金を支払った事業主	・各地域の「学校等休業助成金・支援金受付センター」に申請書を郵送 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukyufukin/pageL07_00002.html	・助成金対象は事業主が労基法上の有給休暇とは別の「特別休暇制度」を設けている場合に限定
				・時間外労働等改善助成金（テレワークコース）	2月17日～5月31日までにテレワーク用通信機器（汎用パソコン、タブレット除く）を導入するなどし、実際に労働者がテレワークをおこなった場合	・「テレワーク相談センター」に申請書を郵送 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10027.html	
			・時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）	・2月17日～5月31日までに新型コロナ対策のための特別休暇の規定を整備し、そのため就業規則等の作成・変更を社労士等に有料で委託、労務管理用機器等の導入を行った場合	・各地の「都道府県労働局」に申請（郵送受付可不明） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokuhaisiki.html		
			・休業協力金：自治体独自のコロナ対応の休業等に対する給付金				

	既存制度		新型コロナウイルス感染症拡大への対応		申請先等	課 題	
		対 象		対 象			
教 育	・高等学校等就学支援金制度	・高等学校等に通う生徒の授業料を支援する制度	・所得要件（世帯年収約910万円未満）を満たす世帯で、高校等に在籍している生徒 ・住所を有する者		・在籍する高等学校等または学校所在地の都道府県に申込み	・朝鮮学校等、対象とならない外国人学区がある	
	・高等学校等就学給付金制度（授業料以外の教育費支援）	・高等学校等に通う生徒の授業料以外の教育費を支援する制度	・所得要件（年収約270万円未満の世帯）を満たす世帯で、高校等に在籍している生徒 ・住所を有する者		・在籍する高等学校等に申込み	・朝鮮学校等、対象とならない外国人学区がある	
	・授業料等減免	・大学等に通う学生の入学や授業料を支援する制度	・所得要件（世帯年収約460万円未満）を満たす世帯の学ぶ意欲のある学生が対象で、外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者 ・高等学校等を卒業してから2年以内に入学した者 ・過去において本制度の支援措置を受けたことがない者		・進学予定者は在籍している高等学校等（予約採用）で、既に大学等に在籍している者は大学等（在学採用）で書類をもらい、日本学生支援機構（JASSO）に申込み	・大学の要件が定められているため、対象とならない大学等がある ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外	
	・授業料等減免（家計急変の場合）		・予期できない事由により家計が急変した場合には、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前であっても、随時申請可能 ・外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者	・新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変にも対応との周知	・外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者	・大学の要件が定められているため、対象とならない大学等がある ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外	
	・高等教育の修学支援新制度（2020年4月～）	・給付型奨学金	・所得要件（世帯年収約460万円未満）を満たす世帯の学ぶ意欲のある学生が対象で、外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者 ・高等学校等を卒業してから2年以内に入学した者 ・過去において本制度の支援措置を受けたことがない者		・進学予定者は在籍している高等学校等（予約採用）で、既に大学等に在籍している者は大学等（在学採用）で書類をもらい、日本学生支援機構（JASSO）に申込み	・大学の要件が定められているため、対象とならない大学等がある ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外	
		・給付型奨学金（家計急変の場合）	・予期できない事由により家計が急変した場合には、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前であっても、随時申請可能 ・外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者	・新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変にも対応との周知	・外国人の場合は、特別永住者、永住者、永住の意思が認められる定住者	・大学の要件が定められているため、対象とならない大学等がある ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外	
	・貸与型奨学金	・大学等に通う学生に対して給付される貸与型奨学金	・外国人の場合は、特別永住者、永住者等	・新型コロナウイルス感染症に係る影響により、アルバイト収入が減少した学生にも対応 ・返還期限猶予に係る臨時対応：提出書類の簡略化	・収入が減少する等、奨学金の返還が困難となり、返還期限猶予を希望する者	・進学予定者は在籍している高等学校等（予約採用）で、既に大学等に在籍している者は大学等（在学採用）で書類をもらい、日本学生支援機構（JASSO）に申込み	・「定住者」は在籍校の長が認めた者のみ ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外
	・貸与型奨学金（家計急変の場合）		・外国人の場合は、特別永住者、永住者等	・新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変にも対応との周知	・外国人の場合は、特別永住者、永住者等	・在籍している大学等で書類をもらい、日本学生支援機構（JASSO）に申込み	・「定住者」は在籍校の長が認めた者のみ ・「家族滞在」、「特定活動」、「留学」は対象外
			・学生支援緊急給付金困難学生への給付金：住民税非課税世帯の学生に20万円、それ以外は10万円	・留学生以外は①～⑥、留学生は①～⑥、⑦ ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない ② 原則として自宅外で生活 ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い ④ 家庭（両親のいづれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入 ⑥ 既存の奨学金などの支援制度をすでに活用 ⑦ 1) 学業成績が優秀、2) 1か月の出席率が8割以上、3) 仕送りが平均月額8万円以下（入学科・授業料等は含まない）、4) 在日している扶養者の年収が500万円未満	・在籍している大学等で書類をもらい、学内審査を経て、大学等が推薦リストを日本学生支援機構（JASSO）に提出	・高等教育機関等で学ぶ学生総数に対して、給与留学生に關しては、成績要件等がある ・朝鮮大学校等外国人学校で学ぶ学生が対象外	

	既存制度		新型コロナウイルス感染拡大への対応		申請先等	備 考	
		対 象		対 象			
医療	業務上(通勤途上含む)のけがや病気(感染も含む)	・労災保険・療養補償給付 ・業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により医療機関を受診した際の医療費等。 ・現物給付(無料)で診療が受けられるが原則だが、自己負担後その費用を監督者に請求することも可能。	・労基法上の労働者又は特別加入している個人事業主・一人親方 ・業務上災害=業務遂行性と業務起因性が認められる災害(該当しない災害の場合は上記健康保険等の制度適用)	(「休業補償給付(労災保険)」を参照。)			
	業務外のけがや病気	・健康保険法の療養給付 ・労災保険の対象とならない負傷、疾病により医療機関を受診した際の医療費等。 ・現物給付(無料)で診療が受けられるが、自己負担後その費用を健康保険組合・全国健康保険協会(都道府県支部)に請求することも可能。	・一定の要件を満たす労働者と被扶養者 ・健康保険の対象とならない者(健康保険適用の要件を満たさない労働者・使用者、個人事業主、その他)				
	・感染症予防法	・感染症の発生予防、及びその蔓延防止を目的とする法	・感染症予防法による検査・入院費用は、在留資格の有無やその種類にかかわらず公費扱い	・新型コロナウイルスも同様			
社会保障	<生活福祉資金制度> *窓口は、各市区町村社会福祉協議会	・緊急小口資金 ・低所得世帯が緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合 ・国庫系項なし	・特例貸付(①休業でなくても、収入減でも対象、②償還期間を拡大、③償還免除についても柔軟な対応)	・社協によっては、外国人については、永住者、あるいは別表2のみと制限していたところもあったが、改めて確認した結果、要件を満たせば、在留資格にかかわらず対象	・各市区町村社会福祉協議会	
		・総合支援基金(主に失業した人向け)	・職難・減収により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と貸付を行う制度	・一定の要件を満たす①低所得世帯、②障害者世帯、③高齢者世帯、④失業者世帯 ・国庫系項なし	・特例貸付(①失業でなくても、収入減でも対象、②償還期間を拡大)	・社協によっては、外国人については、永住者、あるいは別表2のみと制限していたところもあったが、改めて確認した結果、要件を満たせば、在留資格にかかわらず対象	・各市区町村社会福祉協議会
	<生活困窮者自立支援制度> *窓口は、自治体によって違うので確認が必要	・住居確保給付金 ・職難等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給する制度 ・原則3か月、最長9か月間給付	・収入要件、②資産要件、③就職活動要件を満たす者 ・国庫系項なし	・ハローワークへの登録要件等がなくなり要件が緩和	・自治体によっては、外国人については、永住者、あるいは別表2のみと制限していたところもあったが、改めて確認した結果、「収入要件や就職活動要件等の各種要件を満たす場合で「あはは」支給対象」との厚労省の回答があり在留資格の種類に関わらず利用できることを確認	・市区町村の生活困窮者自立支援担当窓口	
		・一時生活支援事業 ・住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する制度 ・原則3か月間支給(やむを得ない場合6か月)	・収入と資産要件を満たす、住居のない生活困窮者 ・国庫系項なし	・「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」(2020年4月14日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援推進連絡)で、アパートの居宅への入居を指導や急迫性が認められる場合には、利用者の口頭による意思の確認による利用も差し支えないなど柔軟な取扱いを示す	・要件を満たし、在留資格があれば利用可能と厚生労働省の回答	・市区町村の担当窓口	・生活困窮者自立支援法による任意事業のため実施していない自治体もある
	・児童手当	・中学校卒業までの児童を養育している者を、経済的に支援するための手当	・所得要件を満たし、日本国内にいる15歳までの子どもを養育している者	・児童手当を受け取っている家庭に対して、児童1人あたり1万円を給付	・児童手当を受給している世帯	・市区町村の担当窓口	・①「外交」と「公用」の在留資格者、②非正規滞在者は対象外
	・児童扶養手当	・ひとり親世帯等を支援するための手当	・日本国内にいる、障がいをもつ20歳未満の子どもを養育している者	・児童扶養手当の受給世帯に一律5万円を支給。第2子以降は3万円を加算。収入が大幅に減少した世帯には5万円を加算	・児童扶養手当を受給している世帯 ・児童扶養手当を受給していないひとり親世帯も収入が大きく減った場合は支給対象	・市区町村の担当窓口	・①「外交」と「公用」の在留資格者、②非正規滞在者は対象外
・生活保護	・生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度	・外国人の場合、①特別永住者、②入管法別表2の在留資格を有する者、③入管法上の認定難民。特定活動で活動に制限のない者の場合は厚労省に照会の上適用(すべて特例扱い)	・特別定額給付金は収入認定としない取扱い		・市区町村の担当窓口	・別表1の合法滞在者、非正規滞在者は対象外	
			・公共料金、電話料金の支払い猶予	・一定以上収入が減少した人			
			・税、国税、社会保険料の納付の猶予 ・国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等	・一定以上収入が減少した人			
			・特別定額給付金	・国籍にかかわらず、住民基本台帳に記載されている人 ・基準日に住民登録が削除されていた、帰国困難の元中長期在留者	・自宅宛てに送られてきた申請書に記載のうす、オンライン申請(マイナンバーカードを有する人)が振込申請 ・路上生活者等は、居住する自治体の窓口で申請 ・基準日に住基が削除されていた人は、自治体に申請	・①在留資格「外交」と「公用」、②①以外の、住基に登録されたことのない合法滞在者、③非正規滞在者は、支給対象外	

	既存制度	新型コロナウイルス感染拡大への対応	課 題
在留資格	・在留資格の変更	・在留期間を過ぎていても3か月間は申請を受け付け	
	・在留期間の更新	・在留期間を過ぎていても3か月間は申請を受け付け	
		・継続就職活動中または、内定待機中の外国人（「特定活動」）の在留期間の更新の延長（就労可）	
	・在留資格認定証明書の有効期間	・入国制限措置が解除された日から6か月、または21年4月30日までのいずれか早い日まで有効	
	・在留資格の特例	<ul style="list-style-type: none"> <コロナの影響で解雇等された「技能」等の労働者> ・コロナの影響で解雇、雇止め、自宅待機等になっても、現在の在留資格のまま在留可能。その場合、資格外活動も可能（最長6か月） ・在留期間が過ぎた場合は、「特定活動」で求職活動が可能で、資格外活動も可能（最長6か月） 	
	・在留資格取消制度	・コロナの影響により、在留資格の活動が行えない場合は、「正当な理由」として認める（第6号）	
・仮放免期間の更新	・出頭しなくとも期間延長		
入国管理	・上陸拒否（入管法第5条1項14号）	<ul style="list-style-type: none"> ・上陸拒否の拡大 ①上陸前に特定の国・地域に滞在歴のある人の上陸拒否を追加 ②中国湖北省及び浙江省発行の旅券を所持する中国人の上陸拒否を追加 ③香港発船船ウエステルダム号に乗船していた外国人の上陸拒否を追加 	
	・水際対策	・入国審査における検疫の強化	
		・発給された査証の効力停止	
		・査証免除措置の停止	
	・在留資格認定証明書の有効期間	・在留資格認定証明書の有効期間を延長（3月→6月）	
	・再入国許可	・20年4月3日以降の出国外国人が、入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則、上陸拒否	
・再入国困難な永住者	<ul style="list-style-type: none"> ・再入国許可期限の延期（1年間） ・みなし再入国に関しては「定住者」として入国後「永住者」への変更 		
帰国困難者	・技能実習生	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（6月・就労可）」または「特定活動（6月・就労不可）」に在留資格変更可能 ・新しい仕事を探す間は、条件を満たしていれば、雇用保険を受給可 ・新しい仕事が見つければ就労不可から就労可に変更可能 ・従前と異なる受入れ機関での就労も可 ・基準日に住基登録されていなくても、特別定額給付金支給 	雇用手当の給付要件として、保険加入期間が1年以上（会社の倒産等の場合には、6ヶ月以上）
	・留学生	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（6月・アルバイト可）」に在留資格変更可能 ・基準日に住基登録されていなくても、特別定額給付金支給 	
	・上記以外の元中長期在留者	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（6月・就労不可）」に在留資格変更可能 ・基準日に住基登録されていなくても、特別定額給付金支給 	
技能実習の移行		・技能検定等が受検できないために次段階への移行ができない実習生は、従前と同一の受入れ機関及び業務に就労する場合は、「特定活動（4月・就労可）」へ変更可能	
就労継続		・実習困難な技能実習生、就労継続が困難となった外国人労働者、退延を取り消された留学生等が、特定技能業務に必要な技能の修得を希望し、特定産業分野に再就職できれば、「特定活動（就労可）」で就労可能	
教育	・留学生受入れ促進プログラム	・すでに入国している留学生に対して、特例措置として、提出書類等の条件を一部緩和	・入国できず海外にいる留学生は対象外
収容		<ul style="list-style-type: none"> ・仮放免の積極的活用 ・新規入所者は2週間程度隔離 	